

IBM 機械のご購入条件

表記の機械のご購入条件は以下のとおりです。

第1条 機械の据付および引渡し

1. 機械は IBM が据付けます。お客様は、IBM 所定の適切な機械据付環境をご用意ください。ただし、「カスタマー・セットアップ」(以下「CSU」といいます。) と指定された機械は、お客様が据付けてください。機構または型式変更の据付において、据付けられる機械がお客様以外の所有に属する場合には、お客様は事前にこの据付について機械の所有者の承諾を得てください。
2. 機械の据付完了日の翌日から 10 日間を検収期間とし、お客様は、この検収期間中に検収を行います。ただし、CSU 機械および他社製機械については、その出荷日の翌日から 20 日間を検収期間とし、お客様は、この検収期間中に機械の据付と検収を行います。上記各機械の引渡日は、検収期間の終了日となります。

第2条 支払条件

お客様は、機械の売買代金(これには諸費用が含まれます。以下同じ。)を請求書の日付から 30 日以内にお支払いください。ただし、IBM 据付機械については請求書の日付から 45 日以内にお支払いください。

第3条 所有権および機械の滅失破損の場合の危険負担

1. 各機械の所有権は、売買代金が完済された時に、お客様に移転します。IBM の資産となる部品の取り外しが伴う追加機構、コンバージョン、アップグレードの場合は、全ての売買代金ならびに取り外された部品を IBM が受け取るまで IBM はその所有権を有します。
2. IBM は各機械が発送のために IBM 指定の運送会社へ渡るまで機械の滅失破損の危険を負担します。それ以後は滅失破損の原因の如何を問わずお客様が危険を負担しますが、IBM は各機械が運送会社へ渡った時点から引渡し日までの間の滅失破損の危険につき、お客様のために保険を契約してその保険料金を支払います。お客様は、その期間の滅失破損についてはいかなる場合にも機械の引渡し日を含めて 10 日間以内に IBM にその事実を文書で通知し、IBM の所定の手続きに従っていただくものとします。

第4条 保証

1. 保証期間は、表記または別紙のとおりとし、引渡日から開始します。
2. IBM は、機械が保証期間中、IBM 所定の仕様どおり良好に稼動することを保証します。保証期間中に良好な稼動状態でなくなった場合には、IBM は機械ごとに指定した保証サービスの種類に基づいて修理または交換サービスは無償で提供します。
3. 誤用(IBM が文書にて認めた容量および能力を超えた使用を含む)、事故、災害、改造付加、IBM 所定の設備条件および稼動環境に合致しない環境での使用、IBM 以外の者によってなされた不適切な保守または変更、もしくは IBM 以外の責に帰すべき事由により生じた損壊は保証の対象外となります。機械またはパーツの ID ラベルが変更もしくは取り外された機械についての保証は無効となります。
4. IBM は、機械の実行が中断しないこと、もしくはその実行に誤りがないこと、または、すべての誤りが修正されることは保証しません。
5. 本条は、機械についての保証のすべてを規定したもので、法律上の瑕疵担保責任、商品性の保証および特定目的適合性の保証を含むすべての明示または黙示の保証責任に代わるものとします。
6. IBM は保証が適用されない IBM の機械を特定します。
7. IBM が他社製品を提供する場合、別段の指定のない限り、他社製品を現存するまま提供し、法律上の瑕疵担保責任を含めいかなる保証もいたしません。ただし、他社製品の製造者もしくは供給者が独自に保証を提供する場合があります。

第5条 保証サービス

1. IBM は、機械が保証期間中、IBM 所定の仕様どおり良好に稼動することを保証するために数種類の保証サービスを提供します。機械ごとに提供される保証サービスの種類は別紙に記載されます。機械が、保証期間中に良好な稼動状態でなくなった場合には、IBM は、その判断により機械を修理または他の機械と交換します。保証サービスはお客様の設置場所もしくは IBM サービス・センターにて提供されます。
2. 保証サービスの種類によってはお客様が故障した機械を IBM 指定の場所へ送る必要があります。この場合別段の指定ない限り、費用はお客様の負担となります。IBM は修理後の機械または交換機械を別段の指定のない限り IBM の負担でお客様にお届けします。故障機械を IBM が受領してから修理後の機械または交換機械をお客様が受領するまでの滅失破損の損害については別段の指定ない限り IBM が負担します。
3. お客様が保証サービスを要求される場合、次の必要な措置をとっていただきます。
 - (1) IBM 所定の問題判別、問題分析およびサービス要求手順書に従うこと。
 - (2) 機械設置場所を変更された場合、それを IBM に通知すること。
4. 保証サービスに機械自体の交換もしくは部品の交換が含まれる場合、その置き換えた新機械、部品はお客様の所有となり、取り外された旧機械、部品は IBM の所有となります。お客様は、取り外された旧機械、部品が IBM 純正製品でありかつ変更されていないこと、および交換を妨げる担保等の法的な制約がないことを保証します。旧機械や部品がお客様以外の所有に属する場合、お客様はその所有権と占有権が IBM に移転することについて所有者および担保権者から承諾を得ていただくものとします。置き換えた機械、部品は再生品である場合がありますが良好に稼動するもので、取り外された旧機械、部品のその時点での保証条件を引き継ぎます。機械交換、部品交換の前にお客様はプログラム、データおよび取り外し可能な記録媒体ならびにすべての IBM による保証が適用されない部品、付加物または変更物を機械からお取り外しください。
5. 機械の一部の部品はカスタマー交換可能ユニット(Customer Replaceable Unit: 以下「CRU」といいます。)として指定され、これにはキーボード、メモリー、ハードディスク等が含まれます。IBM は CRU をお客様ご自身で交換していただくために提供します。お客様は交換用の CRU を受領してから 15 日以内に IBM に対してすべての故障した CRU を返却していただくものとします。
6. お客様は IBM のインターネット Web サイトまたは他の電子メディアから、アップデートされた LCM(機械とともに提供される、マイクロ・コード、基本入出力システム・コード("BIOS")、ユーティリティ・プログラム、デバイス・ドライバ、診断プログラム等。以下「LCM」といいます。)、ライセンス内部コード(Licensed Internal Code: 以下「LIC」といいます。)をダウンロードし、IBM 指定の方法でお客様の責任で機械に導入されるものとします。
7. IBM が提供する追加機構、コンバージョン、アップグレードを取り付けることができる機械は 1) 特定の機種については機械番号で指定された機械で、かつ 2) 追加機構、コンバージョン、アップグレードに適合できる技術変更レベルにある機械に限定されます。
8. 保証サービスにはアクセサリ、サプライ品目、フレーム、カバーおよび電池等の特定部品に対するサービスは含まれません。
9. IBM は、IBM 製機械に対し適切であると判断した技術変更を適用します。
10. 保証サービスのオプション
IBM は一定の機械に対して標準の保証サービスから上位のサービスへアップグレードできる保証オプションを提供します。この場合、お客様は当該機械について IBM 保守サービス契約を締結するものとし、IBM は保証期間中、保証オプションを有償で提供します。お客様が保証オプションを選択された場合には、保証期間中、解約もしくは対象機械の変更はできないものとします。

第6条 特許権・著作権侵害に関する損害賠償責任

本条は機械だけでなく、LCM および LIC にも適用されます。

1. 機械が第三者の日本国特許権(実用新案権および意匠権を含みます。以下同じ。)または日本国著作権を侵害するものとして第三者から請求がなされた場合、IBMは、お客様が、1) 書面ですみやかに請求の事実および内容を IBM に通知し、2) IBM にその防御および関連する和解交渉権限を与え、かつ協力する場合に限り、IBM の費用でお客様を防御し、かつ裁判で確定した(または IBM が承認した和解に含まれる)損害賠償額および費用(弁護士費用を含みます。)を負担します。
2. 第三者から請求があった場合またはそのおそれがあると IBM が判断した場合には、IBM は、1)お客様が機械を継続使用できる権利を取得するか、2)機械を変更する、または3)機能的に同等なものと交換するか、のいずれかを選択できます。ただし、IBM が、いずれの方法もとれないと判断したときは、IBM の書面による要請に応じ、お客様はIBM に機械を返却し、IBM は機械に関し、IBM 所定の減価償却後の金額を返還します。
3. 本条に基づく IBM の責任は、次の各号のいずれかに該当する場合を除きます。
 - (1)お客様が機械に組み込んだものに起因する場合、またはお客様もしくは第三者がお客様に代わって提供した設計、仕様もしくは指示に、IBM が従ったことに起因する場合。
 - (2)お客様が機械を変更した場合。
 - (3)IBM が提供した機械を、IBM がシステムとして提供していない機械またはプログラムと共に結合、操作もしくは使用した場合、または、IBM が提供した機械を、IBM 以外の者が提供した製品、データ、機器、もしくはビジネス方法と共に結合、操作、もしくは使用した場合。
 - (4)他社製品、または他の IBM 契約条件(例:IBM プログラムのご使用条件)のもとで使用許諾される IBM プログラムのみに起因して侵害が生じた場合。
4. 本条は、侵害請求に関する IBM の責任の全てを規定したものです。

第7条 責任の制限

1. IBM が合理的な範囲で繰り返し保証サービスを行ったにもかかわらず機械を良好な稼働状態に回復できなかった場合に、IBM は次項第1号の範囲内でのみ損害賠償の責任を負います。
2. 前項の場合を含めて、お客様が IBM の責に帰すべき事由に基づいて救済を求めるすべての場合において、IBM の損害賠償責任は、請求の原因を問わず、次の各号に定めるものに限られます。
 - (1)保証期間内にお客様が損害発生の直接原因となった機械の本契約を解除し代替品を購入した場合の購入金額が当該機械の売買価格相当額を超えた部分の金額につき、当該機械の売買価格相当額または 3,000 万円のどちらか高い金額を限度とする金銭賠償。
 - (2)機械の欠陥からお客様に生じた生命、身体または有体物の損害に対する賠償責任。
3. IBM は、いかなる場合にも、IBM の責に帰すことのできない事由から生じた損害、逸失利益、データ・プログラムなど無体物の損害、第三者からの損害賠償請求に基づく損害(前条の場合を除きます。)および現金等を取り扱う機械に関して生じた現金等の喪失・毀損については、責任を負いません。

第8条 LCM と LIC

1. LCM は LCM とともに提供されるご使用条件のもとで使用許諾されます。LCM は IBM 所定の仕様どおりに機械を稼働させるためにのみ使用許諾され、また IBM が文書にて認めた容量および能力でかつ IBM に代金が支払われる対象となっている容量および能力の範囲に限り使用許諾されます。
2. LIC は IBM が指定する特定の機械(以下、「LIC 対象機械」といいます。)に使用されます。IBM は LIC 対象機械を別紙上に記載します。IBM Corporation、その子会社、また

は第三者は LIC 自体、ならびに、LIC およびその複製物(LIC 原本、その複製物およびその複製物からの複製物を含みます。)の著作権を所有しています。LIC は著作権保護されており、使用許諾されるもので売買されるものではありません。LIC は LIC とともに提供されるご使用条件のもとで使用許諾されます。LIC は IBM 所定の仕様どおりに機械を稼働させるために使用許諾され、また IBM が文書にて認めた容量および能力でかつ IBM に代金が支払われる対象となっている容量および能力の範囲に限り、かつそれについて代金が支払われる容量および能力において使用許諾されます。

第9条 その他

1. 本契約に基づく機械の据付および保証サービスは、日本国内の IBM 所定のサービス地域内において提供されます。お客様がサービス地域外での保証サービスを要求される場合には、IBM 所定の料金および費用をお支払いいただくものとします。お客様は、IBM が所定のサービスのため適時かつ安全に作業を行うことができるようにします。IBM は、本契約のサービスを、IBM が指定する第三者により提供することがあります。
2. プログラムが機械に初期導入される場合または機械に同梱されている場合、プログラムは売買の対象ではありません。お客様は、プログラムを機械に同梱の所定の「IBM プログラムのご使用条件」またはプログラム提供者の契約条件に従ってご使用ください。ただし、プログラムについて別途使用契約書が締結された場合はそれに従います。IBM は書面で明示する場合を除き、他社製プログラムの内容、品質についていかなる責任も負いません。
3. 他社製機械はお客様に据付けていただきます。
4. 本契約で提供される IBM 機械は、新部品または再製部品を用いて製造されています。また、機械は一旦据付けられたものである場合もあります。ただし、いずれの場合も、IBM による所定の保証条件が同様に適用されます。
5. 機械の選択、使用および使用結果は、お客様の責任です。
6. お客様は、機械について技術変更(安全性を確保するためのものなど)が必要不可欠な場合、これを IBM が行なうことに合意されるものとします。取り外されたすべての部品は IBM の所有となります。機械がお客様以外の所有に属する場合には IBM に所有権と占有権が移転することを機械の所有者および担保権者から承諾を得てください。
7. 両当事者間で取り交わされる情報は、別途 IBM 所定の機密保持契約書を締結する場合を除き機密として扱いません。
8. お客様は、IBM および IBM の関連会社がお客様の連絡先個人情報(名前、電話番号、電子メール・アドレスを含みます。)を、IBM が営業を行う地域に保存し使用することに同意し、当該情報の使用、開示および再開示について情報主体からの同意を得ていることを確認します。かかる情報は IBM とお客様との取引に関連して管理、使用されるものとし、IBM および IBM の関連会社の委託先、IBM ビジネス・パートナー、事業継承先に対して、お客様との連絡を含む、それらの一般的事業目的内の用途(例えば、受注処理、販売促進、市場調査等)のために提供されることがあります。
9. 本契約の履行に伴い、IBM がお客様から前項に定めるものを除く個人情報の開示または提供を受ける場合は、両当事者間で別途締結する IBM 所定の個人情報取り扱いに関する覚書の規定に従い、当該個人情報を取り扱うものとします。
10. 機械を輸出する場合には、日本国政府および米国政府の必要な許認可を得てください。
11. お客様が機械を本契約に代わり IBM のリース契約に基づき使用するには、同契約の締結により、その機械に関する本契約は解約されます。
12. 本契約に基づきいかなる請求権も、請求が可能となった時から 24 か月を経過した場合には、時効により消滅します。
13. お客様は、IBM の書面による事前の同意がない限り、本契約に基づく契約上の地位および権利義務を第三者に譲渡または移転することはできません。
14. お客様または IBM は、相手方の資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められるときは、相手方に対する書面による通知によりいつでも本契約を解約できます。

15. 本契約に関して疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。
16. 以下の条項は、別紙等に(包括売買契約)と記載された契約に適用されます。
- (1) すべての機械の引渡は表記引渡期限以前に終了していただきます。
 - (2) すべての機械は、お客様が自己のデータ処理の目的で使用するために据付けてください。ただし、事前に書面によるIBMの同意がある場合を除きます。
 - (3) 両当事者は、本契約の内容を 両当事者が業務上必要とする最少限の従業員のみの情報として機密に保持します。
 - (4) お客様は、本契約の機械をリース会社に譲渡し、それをリースで使用する場合には、お客様とそのリース会社との契約上に前記 3)と同等の機密保持条項を記載の上、リース会社と合意してください。
 - (5) 本契約記載の「一台当たりの支払金額」は売買価格の支払の目的で便宜上定めたもので、一台当たりの売買価格を意味しません。各機械の据付ごとに、それらに対する支払金額が請求されます。

補足説明

- 「保証サービスの種類」欄の表示は、次のサービスを意味します。
 - ICS:IBM 集配によるサービス・センターでの修理または取替
 - COE:機械設置場所でのお客様による取替
 - IOS:機械設置場所でのIBMによる修理または取替(ICS:IBM COURIER SERVICE、COE:CUSTOMER ONSITE EXCHANGE、IOS:IBM ON-SITE SERVICE)
サービス提供時間は上記 ICS、COE については IBM サービス・センター所定の営業時間、IOS については週 7 日、1 日当り 24 時間とします。ただし、製品ごとに別段の定めがある場合、あるいは、保証規定で指定する場合には、それらの定める時間となります。修理または取替のいずれかは IBM が選択しサービスを提供します。
- 「注」欄の番号は、それぞれ次のことを意味します。
 - *1.カスタマー・セットアップが適用される機械
 - *2.取り外された部品が IBM 所有となる型式変更または機構変更 (以下「RPMES」といいます。お客様は、取り外された部品を IBM に返却してください。機械がお客様以外の所有に属する場合には、お客様は機械の所有者または担保者等から 1)RPMES を据付けること、および、2)取り外される部品の所有権が IBM へ移転し返却すること、についての承諾を得てください。また、お客様は、取り外された部品が IBM 純正部品で変更していないこと、かつ、良好に移動することを保証します。交換で提供される部分は、当初の機械の保証または保守契約がそのまま適用されます(保証・保守期間の開始・終了時期も当初のままとなります)
 - *3.LIC 対象機械 (LIC 対象機械の型式変更等の場合、新たな機器の追加取外しに代え、IBM による LIC の変更のみにより対応することがあります。)
 - *4. アクセサリーまたは装置構成部
 - *5. 取り外されて IBM の所有となる機構
- 特定の機械には LCM または LIC が組み込まれています。お客様の LCM および LIC の使用は、LCM または LIC と同時に提供されるご提供条件が適用されます。なお、お客様はこれらのご使用条件を、次の Web サイトからダウンロードして入手または IBM 担当営業員より入手することができます。お客様に対する LCM または LIC の使用権は、別紙の機械名欄に記載のお客様が購入されたプロセッサ数、ストレージ数またはその他の数量に限るものとします。
http://www.ibm.com/servers/support/machine_warranties/support_by_product.html